

安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

製品名	クリヤベースハイパー [油性タイプ] 主剤		
会社名	プレマテックス株式会社		
住所	東京都江東区有明3-5-7 TOC有明ウエストタワー 9F		
担当部門	技術開発課		
電話番号	03-5728-9221	FAX 番号	03-5728-9223
製品の種類	油性 2 液弱溶剤形意匠サイディング用高付着プライマー 主剤		
用途	建築用、その他		
作成	2022年	8月	1日
改訂	2024年	8月	20日

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

項目	分類区分	
引火性液体	区分 3	
急性毒性	経口	分類できない
	経皮	分類できない
	吸入 (気体)	分類できない
	吸入 (蒸気)	区分 4
	吸入 (粉塵、ミスト)	分類できない
皮膚腐食性 / 刺激性	区分 2	
眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性	区分 2	
呼吸器感作性又は皮膚感作性	分類できない	
生殖細胞変異原性	分類できない	
発がん性	区分 2	
生殖毒性	区分 1	
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 2 (中枢神経系、呼吸器、腎臓、肝臓) 区分 3 (麻酔作用)	
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 2 (神経系、呼吸器)	
誤えん有害性	分類できない	
水性環境有害性 短期 (急性)	区分 2	
水性環境有害性 長期 (慢性)	区分 2	
オゾン層への有害性	分類できない	

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性液体及び蒸気
 吸入すると有害
 皮膚刺激
 強い眼刺激
 発がんのおそれの疑い
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 臓器 (中枢神経系、呼吸器、腎臓、肝臓) の障害のおそれ

眠気又はめまいのおそれ
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（神経系、呼吸器）の障害のおそれ
 水生生物に毒性
 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

安全対策

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 容器を密閉しておくこと。
 容器を接地しアースをすること。
 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
 火花を発生させない工具を使用すること。
 静電気放電に対する措置を講ずること。
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
 取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。
 使用前に取扱説明書を入手すること。
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 環境への放出を避けること。

応急措置

皮膚（又は髪）
 に付着した場合

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水(又はシャワー)で洗うこと。

火災の場合

消火するために粉末、炭酸ガス、泡消火剤を使用すること。水は使用しない。

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した
 場合

多量の水で洗うこと。
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診察/手当てを受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 眼の刺激が続く場合、医師の診察/手当てを受けること。

ばく露又はばく
 露の懸念がある
 場合

医師の診察/手当てを受けること。

気分が悪い場合

医師の診察/手当てを受けること。

漏出した場合

漏出物を回収すること。

保管

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。施錠して保管すること。
 容器を密閉しておくこと。

廃棄

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

化学物質名	CAS No.	含有量 (%)	備考
キシレン	1330-20-7	9.0	P R T R 1種・80

エチルベンゼン	100-41-4	7.0	P R T R 1種・5 3
1,3,5-トリメチルベンゼン	108-67-8	1.2	P R T R 1種・6 9 1
ホワイトスピリット	64742-82-1	20 ~ 30	
高沸点芳香族ナフサ	64742-94-5	10 ~ 20	
低沸点芳香族ナフサ	64742-95-6	1 ~ 5	
1,2,4-トリメチルベンゼン	95-63-6	1 ~ 5	P R T R 1種・6 9 1
非晶質シリカ	7631-86-9	~ 5	
ナフタレン	91-20-3	0.1 ~ 1	

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪いときは医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	多量の水で洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診察/手当てを受けること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
皮膚（又は髪）に付着した場合	直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水（又はシャワー）で洗うこと。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合、医師の診察/手当てを受けること。
飲み込んだ場合	誤って飲み込んだ場合は、安静にして直ちに医師の診断を受けること。 嘔吐物は飲み込ませないこと。 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂、霧状強化液
特有の消火方法	適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用すること。 安全に対処できるのであれば可燃性のものを周囲から素早く取り除くこと。 指定の消火剤を使用すること。 高温にさらされる密閉容器は水を掛けて冷却すること。 消火活動は風上から行うこと。
使ってはならない消火剤	水（棒状水、高圧水）、棒状強化液

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業の際には適切な保護具（保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用すること。 屋内では換気をしっかり行うこと。 屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行うこと。 周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止すること。 付近の着火源・高温体及び可燃物を素早く取り除くこと。 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備すること。
-----------------------	--

- 環境に対する注意事項 河川の流出等により、環境への影響を起こさないように注意すること。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移すこと。
 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をする。
 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の漏出には盛土で囲って流出を防止すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い 換気の良い場所で取扱う。容器はその都度密栓すること。
 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止すること。
 作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用すること。
 工具は火花防止型のものを使用すること。
 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型を使用すること。
 使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に漬けておくこと。
 密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。
 皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用すること。
 取扱い後は手・顔等を良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まないこと。
- 保管 日光の直射を避ける。通風の良いところに保管すること。
 漏れ、あふれ、飛散しないように必要な措置を講ずること。
 盗難防止のために施錠保管する。子供の手の届かないところに保管すること。
 火気、熱源から遠ざけて保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

危険有害成分の暴露濃度：

化学物質名	管理濃度	ACGIH (TLV)
キシレン	50 ppm	100 ppm
エチルベンゼン	20 ppm	100 ppm
1,3,5-トリメチルベンゼン	-	25 ppm
1,2,4-トリメチルベンゼン	-	25 ppm
ナフタレン	-	10 ppm

- 設備対策 取扱い設備は防爆型を使用すること。
 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにすること。
 液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをするように設備とすること。
 取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。
 屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接ばく露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備にすること。
 タンク内部等の密閉場所で作業をする場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。
- 保護具
- 呼吸器の保護具 有機ガス用防毒マスクを着用すること。
 密閉された場所では送気マスクを着用すること。
- 手の保護具 有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。
- 目の保護 取扱いには保護メガネを着用すること。

- 皮膚及び身体の保護 取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。
- その他の保護具 静電塗装作業を行う場合には、帯電防止服、静電靴を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
色	透明
臭い	溶剤臭あり
沸点又は初留点及び沸点範囲	138～180°C
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	爆発限界上限：7.0% 爆発限界下限：0.6%
引火点	28°C
自然発火点	454°C
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	1200Pa (20°C)
密度及び／又は相対密度	0.87～0.93g/cm ³
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし
その他	水に不溶

10. 安定性及び反応性

- 反応性 データなし
- 化学的安定性 室温下での保存では安定性に問題はない。
- 危険有害反応可能性 製品自体は重合しないが、主剤と硬化剤を混合し放置すると増粘・ゲル化する。
- 避けるべき条件 加熱。密閉容器では圧力が異常に高くなり、破裂、引火の恐れがある。
- 混触危険物質 特に情報が得られていない。
- 危険有害な分解生成物 燃焼等により、CO、NOx等の有害性ガスを発生する恐れがある。

11. 有害性情報

- 急性毒性 蒸気 キシレン（区分4）、エチルベンゼン（区分4）
- 皮膚腐食性／刺激性 キシレン（区分2）、エチルベンゼン（区分3）、1,3,5-トリメチルベンゼン（区分2）、高沸点芳香族ナフサ（区分2）
- 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 キシレン（区分2A）、エチルベンゼン（区分2B）、高沸点芳香族ナフサ（区分2）、1,3,5-トリメチルベンゼン（区分2B）、

	ナフタレン（区分2 B）
呼吸器感作性又は皮膚感作性	データなし
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	エチルベンゼン（区分2）、ナフタレン（区分2）
生殖毒性	キシレン（区分1 B）、エチルベンゼン（区分1 B）
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	キシレン（区分1, 3）、エチルベンゼン（区分2, 3）、1,2,4-トリメチルベンゼン（区分3）、1,3,5-トリメチルベンゼン（区分3）、ナフタレン（区分1, 2）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	キシレン（区分1）、1,2,4-トリメチルベンゼン（区分2）、ナフタレン（区分1）
誤えん有害性	データなし
その他の有害性情報	データなし

1 2. 環境影響情報

生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし
水生環境有害性短期（急性）	キシレン（区分2）、エチルベンゼン（区分1）、ナフタレン（区分1）、1,2,4-トリメチルベンゼン（区分2）、1,3,5-トリメチルベンゼン（区分2）、高沸点芳香族ナフサ（区分1）
水生環境有害性長期（慢性）	キシレン（区分2）、1,2,4-トリメチルベンゼン（区分2）、ナフタレン（区分1）、1,3,5-トリメチルベンゼン（区分2）、高沸点芳香族ナフサ（区分1）

1 3. 廃棄上の注意

廃棄においては、関連法規に並びに地方自治体の基準に従うこと。
 廃塗料、廃溶剤、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をすること。
 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
 排水処理により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
 空容器は内容物を完全に除去してから処分すること。
 空容器、包装等はリサイクルを推奨すること。
 ダイオキシンなどの有害ガスが発生するおそれがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
 特別管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する

こと。

1 4. 輸送上の注意

国連番号	1263
品名 (国連輸送名)	塗料又は塗料関連物質
国連分類 (輸送における危険有害性クラス)	3 (引火性液体)
容器等級	III
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。 容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行うこと。
国内規制がある場合の規制情報	指針番号 128 陸上輸送 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。 荷送り人は運送業者に運搬注意書（イエローカード）を交付すること。 海上輸送 船舶安全法、海洋汚染防止法に定めるところに従うこと。 航空輸送 航空法の定めるところに従うこと。

1 5. 適用法令

労働安全衛生法	危険物 引火性のもの 特定化学物質障害予防規則 第2類物質 エチルベンゼン 屋内での塗装作業に使用する場合に該当 有機溶剤中毒予防規則 第2種有機溶剤 通知物質 キシレン、エチルベンゼン、石油ナフサ、トリメチルベンゼン、 ナフタレン、シリカ 表示物質 キシレン、エチルベンゼン、石油ナフサ、トリメチルベンゼン、 ナフタレン、シリカ
化学物質管理促進法（P R T R法）	第1種指定化学物質 キシレン-管理番号80、エチルベンゼン-同53、 トリメチルベンゼン-同691
毒物及び劇物取締法	該当しない
消防法	第4類第2石油類（非水溶性液体） 危険等級 III
海洋汚染防止法	情報なし
悪臭防止法	情報なし
大気汚染防止法	情報なし

1 6. その他の情報

主な引用文献	(社)日本塗料工業会編集「G H S 対応 S D S ラベル作成ガイドブック」
--------	--

(社)日本塗料工業会編集「SDS用物質データベース」
溶剤ポケットブック

記載内容は、作成時又は改訂時において最新の情報、データに基づき作成しておりますが、新たな情報を入力した場合には追加・修正を致します。

また、記載のデータはその製品を代表する値であり、保証する値ではありません。未知の有害性がありうるため、取扱いには細心の注意が必要です。ご使用者の責任において、安全性の確認を行って下さい。